

# JCI 規準委員会規定

平成 29 年 3 月 24 日 制定

## 1. 目的

この規定は、JCI 規準委員会（以下、委員会）の業務、組織および運営について定める。

## 2. 業務

委員会は、以下の業務を行う。

- 2.1 「日本コンクリート工学会規準・指針の制定／改正に関する規定」に基づき、規準または指針の制定または改正のための審査を行う。
- 2.2 「日本コンクリート工学会規準・指針の制定／改正に関する規定」に基づき制定された規準および指針を 5 年毎に精査し、「確認」、「要改正」、「要 JIS 化」もしくは「廃止」の判定を行う。
- 2.3 「日本コンクリート工学会規準・指針の制定／改正に関する規定」の制定以前に本会において制定または提案された規準、指針、規準（案）および試案等（「JCI 規準集」（2004 年 4 月発行）に収録のもの）を精査し、「日本コンクリート工学会規準・指針の制定／改正に関する規定」に基づく制定の要否を判定する。なお、この作業は 3.4 に定める分科会を設けて実施する。

## 3. 組織

- 3.1 委員会は、原則として委員 15 名以内で組織し、委員長および副委員長（1 名）を置く。
- 3.2 委員および副委員長は委員長が指名し、理事会承認を経てそれぞれ会長が委嘱する。また、委員長の後任者は原則として委員長が指名し、理事会承認を経て会長が委嘱する。
- 3.3 2.1 に定める業務のための査読部会を、申請された原案ごとに組織する。査読部会主査は委員会委員の中から委員長が指名する。査読部会委員には当該原案に関する専門知識を有する外部委員を指名しても良く、その場合の外部委員の人数は 3.1 に定める委員の人数には含めない。
- 3.4 2.2 および 2.3 に定める業務の遂行のため、必要に応じて分科会を設けることができる。分科会主査は委員会委員の中から委員長が指名する。分科会委員は委員会委員以外から指名しても良く、それぞれの分科会は原則として主査を含む 15 名以内で組織する。分科会委員の中から必要に応じて副主査を置くことができる。分科会委員は委員長が指名し、理事会承認を経てそれぞれ会長が委嘱する。

## 4. 任期

- 4.1 委員長及び副委員長の任期は 2 年とする。
- 4.2 委員会及び分科会の委員の任期は、原則として 2 年とし、重任を妨げない。

## 5. 運営

- 5.1 委員会は、委員長が必要の都度召集し、運営に当たる。
- 5.2 査読部会は規準または指針の制定または改正原案の申請を受理した時点で組織し、制定または改正が終了もしくは中止した時点で解散する。
- 5.3 分科会は担当の業務が終了した時点で解散する。

## 6. その他

- 6.1 この規定は、平成 29 年 3 月 24 日から施行する。
- 6.2 この規定の改廃は、JCI 規準委員会が発議し、標準化委員会がこれを審議し、理事会が決議する。